

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

【注意！】金融機関によっては最終振出期限を設定しており、
10月1日以降、原則当座勘定からの支払いができなくなります。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2023改訂版(内閣官房)」より)



一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN

信用金庫

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ